

昭和40年3月22日
長崎県警察本部訓令第4号
最終改正 平成31年3月22日

長崎県警察法令審議委員会に関する訓令
(設置)

第1条 長崎県警察の運営に関する条例、規則及び訓令の制定、改廃又は法令の解釈・運用についての疑義に関する事項を調査審議するため、長崎県警察本部に長崎県警察法令審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

2 委員長には警務部長をもって充て、委員には警務課長、会計課長、監察課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事総務課長、交通企画課長及び公安課長をもって充てる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるとき及び次条の審議事項があるときに委員長が招集する。

2 審議事項を主管する部課長等（以下「主管部課長」という。）は、委員会に出席し、議案について必要な説明を行わなければならない。

(審議事項)

第5条 次に掲げる事項は、委員会の審議を経なければならない。ただし、第1号から第3号までのうち、軽易な内容の一部改正案にあつては、委員長の承認を得て、審議を省略することができる。

(1) 条例案

(2) 規則及び規程案

(3) 訓令案

(4) 警察運営上重要な法令の解釈・運用についての疑義に関する事項

(持ち回り審査)

第6条 主管部課長は、前条の審議を経なければならない場合において、緊急を要し、会議を開催するいとまがないとき又はその他事由があるときは、委員長の承認を得て、委員会の会議に代えて持ち回り審査によることができる。

(書記)

第7条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、警務課員のうちから委員長が指名する。

3 書記は、委員会に関する庶務に従事する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長の指示するところによる。

附 則

- 1 この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 長崎県警察法令審査会の設置に関する訓令（昭和30年長崎県警察本部訓令第44号）は、廃止する。

附 則（昭和43年長崎県警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（平成5年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成5年4月26日から施行する。

附 則（平成13年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年長崎県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成15年3月20日から施行する。

附 則（平成17年長崎県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成31年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。